

## 「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

平成 24 年 7 月 13 日

(下線部変更)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この業務規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(15) }</p> <p>(16) 金融先物取引業  <u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>の定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融先物取引業をいう。</p> <p>(17) } (現行どおり)</p> <p>(23) }</p> <p>(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)</p> <p>第 4 条 センターが取り扱う相談及び苦情の範囲は、次の各号に掲げる業務に関する相談及び苦情とする。</p> <p>(1) 次のいずれかの団体の構成員である金融商品取引業者等及び当該金融商品取引業者等に係る金融商品仲介業者(以下「協定事業者」という。)の業務</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ <u>一般社団法人日本投資顧問業協会</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 (省 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この業務規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(15) }</p> <p>(16) 金融先物取引業  <u>社団法人金融先物取引業協会</u>の定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融先物取引業をいう。</p> <p>(17) } (省 略)</p> <p>(23) }</p> <p>(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)</p> <p>第 4 条 センターが取り扱う相談及び苦情の範囲は、次の各号に掲げる業務に関する相談及び苦情とする。</p> <p>(1) 次のいずれかの団体の構成員である金融商品取引業者等及び当該金融商品取引業者等に係る金融商品仲介業者(以下「協定事業者」という。)の業務</p> <p>イ 日本証券業協会</p> <p>ロ 社団法人投資信託協会</p> <p>ハ <u>社団法人日本証券投資顧問業協会</u></p>

新	旧
<p>ニ <u>一般社団法人金融先物取引業協会</u> ホ ( 現行どおり )</p> <p>(2)・(3) ( 現行どおり )</p> <p>2 あっせん委員が行うあっせんの適用範囲は、紛争のうち、次の各号のいずれかに該当する取引又は業務につき争いがある場合とする。</p> <p>(1)・(2) ( 現行どおり )</p> <p>(3) 投資運用業及び投資助言・代理業の業務 (<u>一般社団法人日本投資顧問業協会</u>の会員の業務に係るものに限る。)</p> <p>(4) 金融先物取引業の業務 (<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>の会員及び特別参加者の業務に係るものに限る。)</p> <p>(5) } (7) } ( 現行どおり )</p> <p>3 } 6 } ( 現行どおり )</p> <p>第5条 } 第5条の3 } ( 現行どおり )</p> <p>(センターと協定を締結している団体等の費用負担義務)</p> <p>第6条 ( 現行どおり ) 2 ( 現行どおり )</p>	<p>会</p> <p>ニ <u>社団法人金融先物取引業協会</u> ホ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>(2)・(3) ( 省 略 )</p> <p>2 あっせん委員が行うあっせんの適用範囲は、紛争のうち、次の各号のいずれかに該当する取引又は業務につき争いがある場合とする。</p> <p>(1)・(2) ( 省 略 )</p> <p>(3) 投資運用業及び投資助言・代理業の業務 (<u>社団法人日本証券投資顧問業協会</u>の会員の業務に係るものに限る。)</p> <p>(4) 金融先物取引業の業務 (<u>社団法人金融先物取引業協会</u>の会員及び特別参加者の業務に係るものに限る。)</p> <p>(5) } (7) } ( 省 略 )</p> <p>3 } 6 } ( 省 略 )</p> <p>第5条 } 第5条の3 } ( 省 略 )</p> <p>(センターと協定を締結している団体等の費用負担義務)</p> <p>第6条 ( 省 略 ) 2 ( 省 略 )</p>

新	旧
<p>3 加入第1種金融商品取引業者に係る紛争等解決事業に必要な費用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 第4条第2項第4号に規定する取引に関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業に係る費用(以下「金融先物取引関連紛争等解決費用」という。)のうち当該年度の開始時点において<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>に加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用</p> <p>第5項に規定する<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>の負担金を充当するほか、当該加入第1種金融商品取引業者が負担する第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金及びあっせんの申立者が負担する第32条に規定するあっせん申立金を充当する。</p> <p>(4) 金融先物取引関連紛争等解決費用のうち当該年度の開始時点において<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>に加入しない加入第1種金融商品取引業者に係る費用</p> <p>当該<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る金融先物取引関連紛</p>	<p>3 加入第1種金融商品取引業者に係る紛争等解決事業に必要な費用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第4条第2項第4号に規定する取引に関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業に係る費用(以下「金融先物取引関連紛争等解決費用」という。)のうち当該年度の開始時点において<u>社団法人金融先物取引業協会</u>に加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用</p> <p>第5項に規定する<u>社団法人金融先物取引業協会</u>の負担金を充当するほか、当該加入第1種金融商品取引業者が負担する第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金及びあっせんの申立者が負担する第32条に規定するあっせん申立金を充当する。</p> <p>(4) 金融先物取引関連紛争等解決費用のうち当該年度の開始時点において<u>社団法人金融先物取引業協会</u>に加入しない加入第1種金融商品取引業者に係る費用</p> <p>当該<u>社団法人金融先物取引業協会</u>に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 <u>社団法人金融先物取引業協会</u>は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る金融先物取引関連紛争等</p>

新	旧
<p>争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。</p> <p>6 年度の中途において日本証券業協会又は<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>の会員となった場合（年度の中途において第1種金融商品取引業者となったときに同時に両協会への入会の手続をとった場合を除く。）においては、第3項の規定の適用上、同項第2号又第4号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>8 第1項の費用の額の算定においては、日本証券業協会又は<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>のいずれかに加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用を算入しないものとする。</p> <p>9 (現行どおり)</p> <p>(日本証券業協会等に参加しない者に係る基本負担金額)</p> <p>第6条の2 (現行どおり)</p> <p>2 前条第3項第4号に規定する基本負担金の額は、<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る金融先物取引関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>第6条の3 } 第48条 } (現行どおり)</p>	<p>解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。</p> <p>6 年度の中途において日本証券業協会又は<u>社団法人金融先物取引業協会</u>の会員となった場合（年度の中途において第1種金融商品取引業者となったときに同時に両協会への入会の手続をとった場合を除く。）においては、第3項の規定の適用上、同項第2号又第4号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 第1項の費用の額の算定においては、日本証券業協会又は<u>社団法人金融先物取引業協会</u>のいずれかに加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用を算入しないものとする。</p> <p>9 (省略)</p> <p>(日本証券業協会等に参加しない者に係る基本負担金額)</p> <p>第6条の2 (省略)</p> <p>2 前条第3項第4号に規定する基本負担金の額は、<u>社団法人金融先物取引業協会</u>の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る金融先物取引関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>第6条の3 } 第48条 } (省略)</p>

新	旧
<p>(周知及び公表)</p> <p><b>第 49 条</b> (現行どおり)</p> <p>2 センターは、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、次の各号に定める加入第 1 種金融商品取引業者等への周知及び公表を行うことにより、同種の苦情や紛争の再発防止・拡大防止等に努めるものとする。</p> <p>(1) 当事者の秘密に関する事項を除き、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立ての概要を加入第 1 種金融商品取引業者等に周知すること。この場合において、センターは、加入第 1 種金融商品取引業者に対する周知については日本証券業協会又は<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>を通じて、協定事業者に対する周知については、日本証券業協会、社団法人投資信託協会、<u>一般社団法人日本投資顧問業協会</u>、<u>一般社団法人金融先物取引業協会</u>又は一般社団法人第二種金融商品取引業協会を通じて、金融商品仲介業者に対する周知については、当該金融商品仲介業者が属する金融商品取引業者等を通じて、それぞれ行うことができる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第50条 }  (現行どおり)  第57条 }</p>	<p>(周知及び公表)</p> <p><b>第 49 条</b> (省 略)</p> <p>2 センターは、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、次の各号に定める加入第 1 種金融商品取引業者等への周知及び公表を行うことにより、同種の苦情や紛争の再発防止・拡大防止等に努めるものとする。</p> <p>(1) 当事者の秘密に関する事項を除き、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立ての概要を加入第 1 種金融商品取引業者等に周知すること。この場合において、センターは、加入第 1 種金融商品取引業者に対する周知については日本証券業協会又は<u>社団法人金融先物取引業協会</u>を通じて、協定事業者に対する周知については、日本証券業協会、社団法人投資信託協会、<u>社団法人日本証券投資顧問業協会</u>、<u>社団法人金融先物取引業協会</u>又は一般社団法人第二種金融商品取引業協会を通じて、金融商品仲介業者に対する周知については、当該金融商品仲介業者が属する金融商品取引業者等を通じて、それぞれ行うことができる。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>第50条 }  (省 略)  第57条 }</p>

新	旧
<p data-bbox="443 421 555 450">付 則</p> <p data-bbox="252 517 783 595">この改正は、金融庁長官より、認可を得られた日から施行する。</p>	

(注) 「金融庁長官より、認可を得られた日」は、平成 24 年 7 月 13 日。

以 上